

任期付職員（育児休業に係る代替職員）の募集について

大阪管区気象台では、育児休業中の職員に代わって業務を行う職員（国家公務員の育児休業等に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定に基づく任期付職員）を下記のとおり募集します。

記

1. 職務内容
  - ・ 課内の庶務業務
  - ・ パソコンを使用した資料の作成、管理業務
  - ・ 電話対応（担当者への取り次ぎ）
  - ・ その他、指示する事務補助
2. 採用人数 1 名
3. 任用期間 令和 4 年 12 月 1 日（木）から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで
4. 勤務時間 いずれかの時間帯
  - ①9 時 05 分から 17 時 50 分（休憩時間 12 時から 13 時）
  - ②8 時 30 分から 17 時 15 分（休憩時間 12 時から 13 時）なお、上記時間帯以外に超過勤務を命ずる場合があります。
5. 休日・休暇 土曜日・日曜日、祝日（年末年始の休暇含む）  
年次休暇、特別休暇、病気休暇等あり
6. 勤務場所 大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館(16 階)  
大阪管区気象 総務部 総務課
7. 応募資格等
  - ①高校卒業以上で、パソコン（Word、Excel、Outlook、teams）操作可能な者
  - ②次に掲げる手帳等の交付を受けている者
  - (1) 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）  
若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
  - (2) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
  - (3) 精神障害者保健福祉手帳

※ なお、以下に該当する者は応募できませんのでご了承ください。

- (1) 日本の国籍を有しない者
  - (2) 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
    - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
    - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
    - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
  - (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
8. 給与条件 国家公務員の給与規定(『一般職の職員の給与に関する法律』等による(月額 169,476 円~))
9. 通勤手当 同上(上限 55,000 円/月)
10. 選考方法 書類選考のうえ、面接及び実技試験(Word、Excel を使用した基本的なパソコン操作)を実施します。
11. 応募方法 事前に応募先に電話連絡のうえ、必要書類を応募先まで送付してください。  
応募締切後、書類選考合格者には面接等の日時を連絡します。  
※応募者多数の場合は、締切日前に受付を終了します。
12. 必要書類 ①履歴書(写真付)1 通  
②職務経歴書(様式は任意)1 通  
③ハローワーク紹介状
13. 応募先 〒540-0008 大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館  
大阪管区气象台 総務部 総務課 人事係  
(封筒の表に「育休代替職員 応募」と朱書きしてください。)  
担当者名: 中山、高橋 電話番号: 06-6949-6276
14. その他 応募の秘密については、厳守いたします。  
履歴書等の個人情報、本件募集の範囲内においてのみ利用し、その管理は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適正に行います。